

発表日 2024/10/4

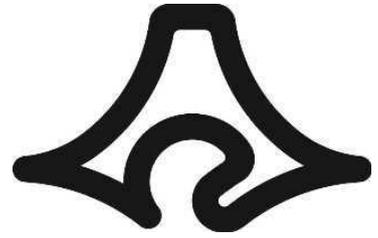
タイトル 小山町における「野生きのこ」の放射性物質検査結果について

担当 健康福祉部生活衛生局衛生課

連絡先 健康福祉部生活衛生局衛生課

経済産業部森林・林業局林業振興課

TEL 054-221-3358、3618



## 1 概要

厚生労働省が、流通品の「野生きのこ」について買い上げ、放射性物質の検査を実施したところ、野生きのこ「ショウゲンジ」から、食品衛生法の基準値を超える放射性セシウムが検出され、採取地が小山町であったことが確認されました。

なお、当該地域内に生育している「野生きのこ」については、既に原子力災害対策特別措置法に基づき国から出荷制限の指示が出されていますが、改めて御殿場市長、裾野市長、小山町長、富士市長、富士宮市長及び関係事業者等に対して、引き続き、当該地域での「野生きのこ」の採取、摂取及び出荷を控えるよう注意喚起を行うことや出荷防止対策を依頼します。

また、県民の皆様にあつては、当該地域内に生育する「野生きのこ」の採取、摂取及び販売の自粛をお願いするとともに、出荷制限地域内で採取された「野生きのこ」について、食用としての購入を控えてください。

## 2 経緯

「野生きのこ」について、以下の通り、出荷制限の措置がとられています。

市町名	検査結果判明日	出荷制限指示日
小山町	平成24年10月30日	平成24年11月5日
御殿場市	平成24年11月1日	
富士宮市	平成25年10月1日	平成25年10月3日
富士市	平成25年10月1日	
裾野市	平成26年10月3日	平成26年10月7日

## 3 結果

品目	採取市町	購入日	放射性セシウム検査結果 (Bq/kg)			
			Cs134	Cs137	セシウム合計※	基準値
ショウゲンジ	小山町	9月11日	3.8未満	198	200	超過

※ 放射性セシウムの合計：セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したものの

・検査結果の「〇〇未満」：検出限界未満(検出せず)の意味

・一般食品の基準値 100Bq/kg以下

なお、平成23年度から野生きのこ以外に、御殿場市の茶、牛肉、鶏卵、麦、大豆、ソバ、ホウレンソウ、ダイコン、水かけ菜、山菜、裾野市のダイコン、山菜、ソバ、小山町の茶、山菜、富士市の山菜、茶、梨、玄米、キャベツ、富士宮市の山菜、茶、牛肉、原乳、ニジマス、原木しいたけ、乾しいたけについて、放射性物質の検査を行っておりますが、全て基準値を超えておらず、安全を確認しています。

### 【問い合わせ先】

・検査に関すること

衛生課 054-221-3358

・野生きのこに係る基本的な考え方に関すること

林業振興課 054-221-3618